

③障害者に対する職業能力開発支援の推進 **60億円(64億円)**

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施する。また、障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の職業能力開発校において、発達障害者を対象とした職業訓練を実施する。

④「工賃倍増5か年計画」の着実な推進(46ページ 第6.5(4)で詳述) **7.9億円(17億円)**

(5)生活保護世帯に対する就労支援の推進 **15億円(11億円)**

公共職業安定所と福祉事務所等とが連携した「就労支援チーム」により、生活保護受給者等に対する一貫した就労支援を実施するとともに、平成21年度第2次補正予算において福祉事務所に生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増員(550名→3,050名)し、生活・就労支援を強化する。

(6)母子家庭等の自立のための就業支援等の推進(再掲・17ページ参照)
35億円(27億円)

6 非正規労働者への総合的対策 **435億円(574億円)**

(1)パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
14億円(16億円)

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名))による相談・援助や雇用管理改善を行う事業主に対する助成金(40万円～60万円(大企業30万円～50万円))の支給等により、その取組を支援する。

(2)有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進等
13億円(21億円)

有期契約労働者を雇用する中小企業事業主に対し、正社員転換や正社員と共通の処遇制度等を導入する場合の助成(それぞれ40万円及び60万円)を行う。また、ガイドライン等を活用した事業主に対する相談支援等を実施する。

- (3) 派遣労働者等の雇用の安定の確保等 57億円(103億円)
- ① 派遣労働者の保護と雇用安定の確保 51億円(97億円)
- 偽装請負、派遣契約の中途解除等の防止など法令遵守に係る指導監督の徹底、体制の整備等を図る。また、平成22年通常国会に提出予定の労働者派遣法改正案が成立した場合には、その円滑な施行を図る。
- ② 派遣労働者等の労働条件及び安全衛生の確保 6.5億円(6億円)
- 労働基準監督機関における労働基準関係法令の遵守に係る監督指導や、労働保険の適用促進を図るとともに、安全衛生専門家による個別指導や安全衛生管理マニュアルの作成・普及を実施する。また、適正な労働条件管理の促進のため、モデル就業規則の普及、労働条件についての自主点検や、派遣労働者からの相談への対応を実施する。
- (4) ジョブ・カード制度を活用した職業能力開発支援の一層の展開(再掲・26ページ参照) 154億円(198億円)
- (5) 住居喪失離職者等の再就職支援 163億円(221億円)
- 住居喪失離職者等に対して、就職安定資金融資等の各種住居支援による生活基盤の提供とともに、これらの者が早期就職を実現するため、就職安定プログラムを策定し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。
- (6) 非正規労働者の総合的支援体制の整備 34億円(14億円)
- 非正規労働者就労支援センター(19か所)を見直し、職業紹介・職業相談と生活・住宅相談等を一体的に実施する非正規労働者総合支援センター(32か所)を設置する等、非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備を図る。

第4 質の高い医療サービスの実現

診療報酬について、10年ぶりにネットプラス改定を行うとともに、医療保険の厳しい財政状況に鑑み、各医療保険制度において、保険料の上昇を抑制するための必要な措置を講ずることにより、国民皆保険制度を守る。また、救急医療・周産期医療の体制整備、医師等の人材確保、地域における医療連携体制の強化などを通じ、地域医療の課題を解決し、国民に質の高い医療サービスを提供する。

1 国民皆保険の堅持

9兆4,442億円(9兆139億円)

(1) 診療報酬の改定

9兆4,043億円(8兆9,906億円)

医療の危機的な状況を解消し、国民に安心感を与える医療を実現するため、配分の見直しや後発品の使用促進を図りつつ、10年ぶりにネットプラス改定を行う。

全体改定率 +0.19%

・ 診療報酬改定(本体)	改定率 +1.55%
各科改定率	{
医科	+1.74%
(入院: +3.03% 外来: +0.31%)	
歯科	+2.09%
調剤	+0.52%

医科については、急性期入院医療に概ね4,000億円程度を配分することとする。また、再診料や診療科間の配分の見直しを含め、従来以上に大幅な配分の見直しを行い、救急・産科・小児科・外科の充実等を図る。

・ 薬価改定等	改定率 ▲1.36%
薬価改定	▲1.23% (薬価ベース ▲5.75%)
材料価格改定	▲0.13%

(2) 協会けんぽの国庫負担割合の引上げ等

急激な収支悪化の状況等に鑑み、下記の措置を講ずることにより、平成22年度の保険料率の上昇を約0.6%抑制する。

① 財政再建のための特例措置(平成24年度まで)(一部再掲・前ページ参照)

8,283億円(6,783億円)

- ・ 被用者保険に係る後期高齢者支援金の3分の1(平成22年度は9分の2)を総報酬割とする。
- ・ 国庫補助率を13%から16.4%に引き上げる。(平成22年7月実施)
- ・ 3年間で財政均衡を図ることとし、21年度末の赤字額についてはこの期間内に償還する。

② 健康保険組合等への支援措置

322億円(163億円)

健康保険組合等における前期高齢者納付金等の負担軽減を図るため、高齢者医療運営円滑化等事業を大幅に拡充する。

(3) 国保財政基盤強化策の延長(一部再掲・前ページ参照)

1,029億円(934億円)

市町村国保の厳しい財政状況に鑑み、平成22年度から平成25年度までの4年間、暫定措置として延長することとした。

- ① 高額医療費共同事業(一件80万円超の高額医療費の再保険事業)
- ② 保険財政共同安定化事業(一件30万円超の医療費の再保険事業)
- ③ 保険者支援制度(低所得者を多く抱える保険者の財政支援)

(4) 後期高齢者医療制度の廃止までの措置

77億円(70億円)

後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方について「高齢者医療制度改革会議」における検討等を進めるとともに、廃止までの間、健診受診率の向上等の改善を図る。

○ 高齢者医療制度の保険料の上昇を抑制する措置等

平成21年度第2次補正予算案(2,902億円)において、以下の高齢者の負担軽減措置に係る経費を計上するとともに、平成22年度の保険料の上昇を抑制するための措置を別途講じる。

- ① 70歳から74歳までの患者負担割合の引き上げ(1割→2割)の凍結
- ② 被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続(均等割9割軽減)
- ③ 所得の低い方の保険料軽減の継続(均等割9割、8.5割、所得割5割軽減)

2 救急医療・周産期医療の体制整備等

443億円(466億円)

(1) 周産期医療体制の充実・強化

87億円(42億円)

① 周産期母子医療センター等の充実・強化

58億円(10億円)

不足しているNICU(新生児集中治療室)等の確保など、地域において安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU等に対する財政支援を行う。また、新生児医療を担当する医師を確保するため、当該医師の手当に対する財政支援を行う。

② NICU等に長期入院している小児の在宅への移行促進(新規)

1.1億円

NICU等に長期入院している小児が在宅に移行するためのトレーニング等を行う「地域療育支援施設(仮称)」を設置する病院や、在宅に戻った小児をいつでも一時的に受け入れる病院に対する財政支援を行う。

(2) 救急医療体制の充実

175億円(214億円)

① 三次救急医療体制の充実

56億円(55億円)

重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターに対する財政支援を行う。

② 二次救急医療体制の充実(新規)

6.8億円

救急患者の円滑な受入れが行われるよう、受入困難患者の受入れを確実にを行う医療機関の空床確保に対する財政支援、診療所医師が二次救急医療機関等で休日・夜間に診療支援を行う場合に当該医療機関に対する財政支援を行う。

③ 救急患者の転院・転床の促進(新規)

61百万円

急性期を脱した救急患者の円滑な転院・転床を促進し、救急医療用病床を有効に活用するため、施設内・施設間の連携を担当する専任者の配置に対する財政支援を行う。

④ ドクターヘリの導入促進事業の充実

28億円(21億円)

ドクターヘリ(医師が同乗する救急医療用ヘリコプター)に対する補助事業について、補助基準額の引き上げを行い、ドクターヘリの安定的な運航の確保を図る。

⑤ 重篤な小児救急患者に対する医療の充実(新規)

3.1億円

超急性期にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター(仮称)」の運営に対する支援や、その後の急性期にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備等に対する財政支援を行う。

⑥精神科救急医療体制の充実・強化 **23億円(21億円)**

一般救急医療と精神科救急医療の連携のため、身体合併症患者の受け入れを断らないとする精神科救急医療施設に医師等を配置し、身体合併症対応施設(47か所)の救急搬送受け入れ体制を強化する。

(3)災害医療体制の充実 **75百万円(36百万円)**

災害派遣医療チーム(DMAT)の活動の円滑化のためにDMAT事務局を設置し、運営を支援するなど災害医療体制の充実を図る。

(4)地域医療連携の強化 **17億円(10億円)**

①医療計画の充実(新規) **19百万円**

平成25年度から開始する次期医療計画の作成に向けて、検討会を開催し、医療計画の制度のあり方等について検討する。

②医療分野の情報化の推進 **11億円(6.6億円)**

電子カルテ導入等の医療分野の情報化の推進や遠隔医療の設備整備に対する支援を行い、地域医療の充実を図る。

③在宅歯科医療の充実・強化 **6.3億円(3.7億円)**

生涯を通じて歯の健康の保持を推進するため、寝たきりの高齢者や障害者等に対する在宅歯科医療について、地域における医科、介護等との連携体制の構築、人材の確保、在宅歯科医療機器の整備等を支援し、その一層の充実・強化を図る。

3 医師確保・医療人材確保対策等の推進 **370億円(471億円)**

(1)医師の診療科偏在・地域偏在対策 **80億円(152億円)**

勤務環境が過酷で確保が困難な診療科の医師を確保するため、休日・夜間の救急、分娩、新生児医療を担う勤務医等への手当に対する財政支援を行う。

また、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科等の診療科を選択する医師の処遇改善を行う医療機関に対する財政支援を行う。

医師不足地域の臨床研修病院において研修医が研修の一環で宿日直等を行う場合に当該医療機関に対する財政支援を行う。

(2) 女性医師等の離職防止・復職支援 **25億円(55億円)**

出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受け入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する。

また、病院内保育所の運営等に対する財政支援について、受入児童の対象年齢を小学校低学年の子供に拡充する。

(3) 看護職員の資質の向上及び確保策の推進 **103億円(95億円)**

① 新人看護職員研修の着実な推進（新規） **17億円**

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の資質の向上を図るため、保健師助産師看護師法等の改正（平成22年4月施行）を踏まえ、新人看護職員が臨床研修を受けられる体制の構築に対する支援を行う。

② 看護職員の離職の防止・復職支援の充実強化 **23億円(22億円)**

看護職員の離職の防止や復職の促進を図るため、医療機関における短時間正規雇用など多様な勤務形態の導入に対する支援や、病院内保育所の運営等に対する財政支援の拡充などを行う。

③ 認定看護師育成のための支援 **1.8億円(1.1億円)**

勤務医の業務負担を軽減し、安心して質の高い医療提供体制の充実を図るため、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、高度な技術を有する認定看護師の養成に対する財政支援の拡充を行う。

(4) 補償制度・医療事故における死因究明 **3.7億円(4.9億円)**

医療の安心・納得・安全を確保するため、医療事故における死亡の原因究明・再発防止のための仕組みの検討を行う。また、産科医療補償制度の円滑な運用を進める。

○地域医療再生基金

平成21年度第1次補正予算(2,350億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、地域の医療課題の解決に向けて都道府県が策定する「地域医療再生計画」に基づく医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援する。(平成25年度まで)

第5 健康で安心できる生活の確保

現在流行している新型インフルエンザのワクチン接種体制の整備、肝炎など患者の負担が重い疾病等についての支援策の拡充、生活習慣病や難病などの各種疾病対策を進めるとともに、感染症に対する健康危機管理の強化、薬害再発防止のため、医薬品・医療機器の安全対策を強化し、有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に提供するための対策を推進する。また、国民の健康被害防止を踏まえ、輸入食品の安全対策、残留農薬、食品添加物、容器包装等の安全性の確保など食品安全対策を推進する。

1 新型インフルエンザ対策

116億円(144億円)

(1) 医療提供体制の構築等

55億円(8.7億円)

① 医療提供体制の整備

41億円(7.1億円)

新型インフルエンザ患者を一般医療機関においても受け入れることができるよう、病床や院内感染防止のための施設・設備(人工呼吸器等)に対する支援を行う。さらに新型インフルエンザ対策として、地域における行動計画や医療体制が円滑に機能するよう、都道府県等において対策協議会を設置するなど地域全体で行う総合的な取組に対して支援するとともに、新型インフルエンザの患者等を受け入れる感染症指定医療機関の運営を支援する。

② 新型インフルエンザワクチンの買上(新規)

10億円

新型インフルエンザに対応するための新型インフルエンザワクチンを製造し、買上を行う。

③ 抗インフルエンザウイルス薬、新型インフルエンザワクチン等の適切な備蓄

3.6億円(1.6億円)

厚生労働省において備蓄する抗インフルエンザウイルス薬(タミフル3,000万人分、リレンザ300万人分)、新型インフルエンザワクチン等を適切に保管する。

※国の備蓄とは別に、都道府県において、タミフル1,050万人分を備蓄しており、平成23年度までに1,330万人分を追加備蓄する予定である。また、リレンザについても、平成23年度までに133万人分を備蓄する予定である。